

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年5月18日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200666号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300019号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成18年9月1日から同年9月21日に訂正することが必要である。
- 2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年4月13日から同年7月24日まで
② 平成18年9月1日から同年9月21日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間①及び②について厚生年金保険の加入記録がない。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、雇用保険の加入記録によると、請求者はA社において、平成18年4月13日に被保険者資格を取得していることが確認できることから、請求者が当該期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間①において厚生年金保険被保険者として勤務していたことに加え、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実が認められることが要件とされているところ、A社は、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している。

また、請求期間①当時に、A社において厚生年金保険被保険者資格を有する同僚8人に照会し、4人から回答を得たものの、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について具体的な回答を得ることができない。

さらに、請求者と同様に、雇用保険の被保険者資格の取得から約3か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる従業員に照会したところ、当該従業員はA社では3か月の試用期間があり、当該期間については給与から厚生年金保険料を控除されていなかった旨回答している。

加えて、請求者は、請求期間①に係る給与明細書等を保有していない上、A社は、当該期間に係る賃金台帳等の資料を保存していない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 請求期間②について、オンライン記録によると、請求者のA社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失年月日は平成18年9月1日であるところ、雇用保険の加入記録によれば、請求者は同年9月20日に同社を離職していることが確認できる上、当該期間において勤務形態の変更があったことをうかがわせる事情も見当たらないことから、請求者の同社における被保険者資格の喪失年月日を同年9月21日に訂正することが必要である。